

担当課名	水道局 企画総務課
担当者名	課長 服部 課長補佐 桜井
連絡先	234-5906

岡山市水道条例の一部を改正する条例の制定について (甲第183号議案)

1 目的

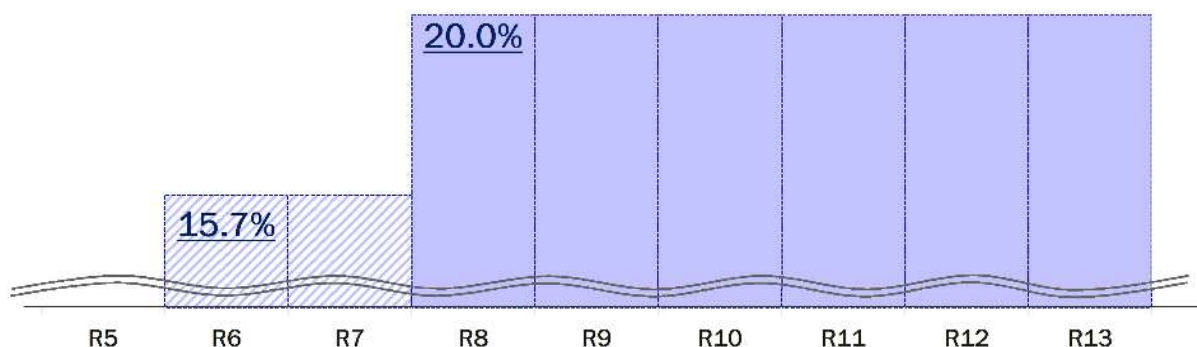
この条例案は、令和6年4月から水道料金を改定するために必要な事項を改正するもの

2 水道料金の改定概要

令和6年4月から令和8年3月までの2年間は平均改定率※15.7%、令和8年4月以降は平均改定率20.0%の改定を実施します。

- ・ できる限りの業務の効率化により、岡山市水道事業審議会で提言いただいた平均改定率20.6%を引き下げます
- ・ 現状の物価高騰を考慮し、当初の2年間の改定率を抑制します

※平均改定率：現行料金での収入に対する、改定後の料金で算定した場合に増加する収入の比率



3 料金改定が必要な背景

水道は言うまでもなく市民の暮らしに欠くことのできない重要なインフラであり、生きていくために必要不可欠なものです。

水道料金は平成17年以来、20年近くにわたり、経営努力により消費税対応を除き据え置いてきました。

しかし、本市の浄水場や配水管等の水道施設の多くは高度成長期に建設され、老朽化が進行していることに加え、災害リスクが懸念される中、水道施設の耐震化も急務です。

本市最大の浄水場である三野浄水場が大規模災害等により送水停止になった場合、市民25万人に影響が生じ、被害額は620億円にも上ると推定されます。

これまでも安定給水を確保するため、鋭意、施設の更新・耐震化を進めてきましたが、事業を進めるための業務量は増加傾向となる中、さらに、水需要の減少に伴う収入減や工事費等の高騰の影響もあり、令和6年度には施設更新のための内部留保資金が不足する見込みで、料金改定が避けられない状況となっています。

4 改定率の抑制にあたって

料金改定の議論にあたっては、岡山市水道事業審議会等において議論をいただき、平均改定率20.6%の改定案をお示ししていました。

この間、物価高騰による厳しい経済情勢はもとより、市議会での議論や、市民からの切実な声をしっかりと受け止め、市民負担の軽減に向けた議論を懸命に行いました。

水道局としては、平成17年以降、業務の効率化・委託化等により、職員数を50人以上、職員全体の15%以上の人員を縮減してきました。

その上で、市民にご負担をお願いするにあたって、更なる業務効率化への努力を行うべきだとの考えのもと、総務局も加わり、水道水の安定供給体制を維持した上での、業務の見直しについて議論を重ねた結果、デジタル化等の業務効率化により、令和13年度までに人員を更に15人縮減し、財政負担の抑制を図ることとしました。

政令指定都市で最も広い給水区域面積をもち、配水池やポンプ場等の施設を多く保有するため維持管理に人手のかかる本市にとって、今回の更なる見直しは非常に重い決断であると考えています。

5 料金改定についての補足

生活用使用者層へは改定による影響をできるだけ抑制しています。

★ 料金比較(1か月分・消費税抜)

◎ 一般的な家庭(3~4人世帯) のケース

(メーター口径 13 ミリメートル 1 か月で 20 m³使用した場合の料金)

現行料金	令和6年4月から令和8年3月まで			令和8年4月以降		
	改定後料金	現行料金との差	改定率	改定後料金	現行料金との差	改定率
2,330円	2,620円	290円	(12.4%)	2,700円	370円	(15.9%)

★ 料金表案(1か月分・消費税抜)

◎ 令和6年4月から令和8年3月の間

()内の数字は現行料金表からの増額

	メーター 口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり単価)					
			1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~300㎡	301㎡~
小口径	φ13mm	840円 (170円)	30円 (0円)	148円 (12円)	172円 (24円)	201円 (31円)	231円 (36円)	
	φ20mm	1,280円 (260円)						
中口径	φ25mm	2,050円 (330円)	201円 (31円)					
	φ40mm	5,000円 (1,250円)						
大口径	φ50mm	8,700円 (1,270円)						
	φ75mm	17,200円 (2,820円)						
	φ100mm	30,800円 (6,650円)						
	φ150mm	74,100円 (35,710円)						
	φ200mm	128,000円 (70,680円)						
	φ250mm	217,000円 (130,070円)						
	φ300mm	288,000円 (172,500円)						

(主な使用者)

小口径:一般家庭

中口径:病院、個人商店等の店舗

大口径:工場、ホテル、ショッピングモール等

水道料金の計算例〔令和6年4月~令和8年3月〕

【φ13mmで1か月20㎡使用した場合(消費税抜)】

$$\begin{aligned} & \text{基本料金 } 840\text{円} \\ & + \text{従量料金 } 10\text{㎡} \times 30\text{円} + 10\text{㎡} \times 148\text{円} \\ & = 2,620\text{円} \end{aligned}$$

※上記は1ヶ月分としての計算であり、実際には2か月分まとめて請求されます。

◎ 令和8年4月以降

()内の数字は現行料金表からの増額

	メーター 口径	基本料金	従量料金(1㎡あたり単価)					
			1~10㎡	11~20㎡	21~30㎡	31~50㎡	51~300㎡	301㎡~
小口径	φ13mm	870円 (200円)	32円 (2円)	151円 (15円)	177円 (29円)	207円 (37円)	238円 (43円)	
	φ20mm	1,330円 (310円)						
中口径	φ25mm	2,120円 (400円)	207円 (37円)					
	φ40mm	5,160円 (1,410円)						
大口径	φ50mm	8,860円 (1,430円)						
	φ75mm	17,800円 (3,420円)						
	φ100mm	31,800円 (7,650円)						
	φ150mm	76,700円 (38,310円)						
	φ200mm	132,000円 (74,680円)						
	φ250mm	224,000円 (137,070円)						
	φ300mm	298,000円 (182,500円)						